

鹿沼市建築物耐震改修促進計画

平成22年3月

鹿沼市

はじめに

東海・東南海・南海地震、首都直下型地震等の発生の切迫性が指摘され、建築物の地震対策が喫緊の課題とされている折、「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」が平成 17 年 11 月 7 日に公布されました。

これを受け、「建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」、「建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令」及び関連する国土交通省告示が、平成 18 年 1 月 26 日から施行されました。

改正のポイントは次のとおりです。

1. 国民の努力義務

国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

2. 耐震診断、耐震改修を推進するための計画の作成

県は、国の基本方針に基づき耐震改修促進計画を定めるものとする。

市町は、国の基本方針及び県の耐震改修促進計画を勘案して市町区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする。

3. 建築物に対する指導等の強化

地震によって倒壊した場合に道路を閉塞させる住宅等に指導・助言を実施

指示等の対象に、従来の百貨店・劇場等不特定多数利用の建築物に加え、学校、

老人ホーム、危険物貯蔵施設等を追加

指示に従わない特定建築物を公表

倒壊の危険性の高い建築物については建築基準法により改修を命令

本計画書は、改正法に基づき、平成 19 年 1 月に「栃木県建築物耐震改修促進計画」が定められたことを受け、鹿沼市内の建築物の耐震化を促進するための考え方や、市民が自らの問題として住宅・建築物の耐震化に取り組むための普及・啓発及び、安心して耐震診断、耐震改修工事を実施できる環境整備等の施策について、数値目標を明らかにして、市民の皆さんに示すものです。

・本書で、特に断りのない限り「耐震計画」とは「鹿沼市建築物耐震改修促進計画」を指します。

・本書で、特に断りのない限り「法」とは平成 18 年 1 月 26 日に改正施行された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」を指します。

目 次

1 基本方針	
（１）策定根拠と目的	1 - 1
（２）耐震計画の位置付け	1 - 1
（３）耐震計画実施のための施策および市の取組み姿勢	1 - 2
（４）地震発生時に通行を確保すべき道路	1 - 3
（５）計画期間及び対象建築物	1 - 3
（６）耐震計画のフォローアップ	1 - 3
（７）耐震診断・耐震改修の基準	1 - 3
2 鹿沼市における建築物の耐震化の現状	
（１）住宅の耐震化の現状	2 - 1
（２）特定建築物の耐震化の現状(民有・市有)	2 - 1
（３）危険物の貯蔵庫又は処理場	2 - 2
（４）地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物	2 - 2
（５）耐震診断・耐震改修の実施の現状と分析	2 - 2
3 耐震診断・耐震改修の目標	
（１）目標値と基本的な考え方	3 - 1
（２）市有建築物の耐震化	3 - 2
4 建築物の耐震診断・耐震改修の促進を図るための施策等	
（１）基本的な考え方	4 - 1
（２）地方自治体としての施策	
ア 安心して相談できる環境の整備	4 - 1
イ 普及・啓発	4 - 1
ウ 民有建築物に対する支援	4 - 2
エ 地震時の被害を軽減するための総合的な安全対策	4 - 4
（３）特定行政庁（所管行政庁）としての取組み	
ア 耐震改修促進法に基づく指導等の実施	4 - 5
イ 建築基準法に基づく勧告等の実施	4 - 6
5 資料編	

1 基本方針

(1) 策定根拠と目的

平成7年1月17日の兵庫県南部地震、平成16年10月23日の新潟県中越地震、平成17年3月20日の福岡県西方沖地震、さらに平成19年7月16日の新潟県中越沖地震、平成20年6月4日の岩手・宮城内陸地震発生は、従来、大地震発生の確率が低いと考えられていた地域で発生し、非常に驚きでありました。

しかし、地震に関する知見からは想定内であり、“日本国内の大地震はいつどこで発生しても不思議ではない”との啓示であったのではないのでしょうか。

そこで、市民が、大規模地震発生の可能性や住宅・建築物の耐震化等に関して適切な知識を持ち、耐震診断・耐震改修に積極的に取り組むことを目的とし、鹿沼市は、市内の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進することで、地震による住宅・建築物の倒壊等の被害を未然に防止し、もって市民の生命・生活の安全・安心を確保するため、法第5条第7項に基づく「鹿沼市建築物耐震改修促進計画」を定めることとしました。

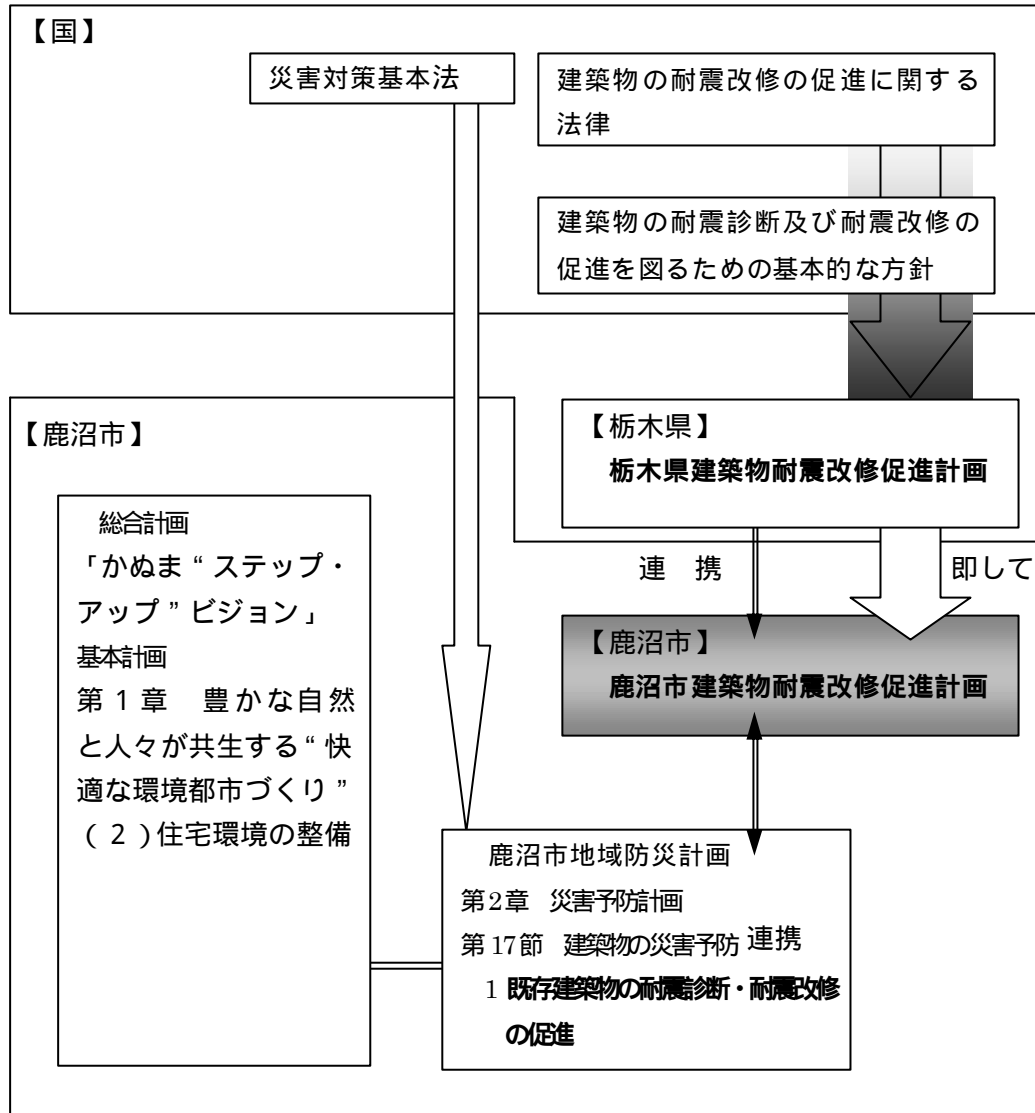
(2) 耐震計画の位置付け

市政の基本指針である、総合計画「かぬま“ステップ・アップ”ビジョン」は、平成19年4月にスタートしました。

“かぬま”の将来像、「人と自然が調和した“元気なまち・かぬま”の創造」を実現するため、5つの基本目標の章のひとつに、「第1章 豊かな自然と人々が共生する“快適な環境都市づくり”」を掲げ、その目標実現のため、「(2)住宅環境の整備」を推進することとしています。

さらに、鹿沼市建築物耐震改修促進計画は、鹿沼市地域防災計画の耐震施策における、建築物の耐震化を促進するための計画として位置付けます。

計画位置付けイメージ図



耐震計画は、鹿沼市内における建築物の耐震診断・耐震改修を促進するための計画ですが、上位計画に栃木県建築物耐震改修促進計画があります。

県、市町で共有すべき内容や、複数の市町で共有すべき内容について、連携しその基本方針を示します。

(3) 耐震計画実施のための施策及び市の取組み姿勢

市民が自らの問題として住宅・建築物の耐震化に取り組むためには、耐震診断・耐震改修の必要性を理解するための普及・啓発や、耐震診断・改修工事を安心して実施できる環境の整備等が重要です。

鹿沼市は、こうした施策について県や関係団体と連携して実施することで、震災に対して真に市民が安心して暮らすことができる市を目指し、「備えあれば憂いなし」を合言葉に住宅・建築物の耐震化を促進していきます。

(4) 地震発生時に通行を確保すべき道路

大規模地震発生時には、被災地域への応急対策人員や援助物資等が迅速に輸送できるよう、また、住民の避難・交通が円滑に行えるよう、主要な道路について、沿道の建築物の倒壊を防止することが重要です。

このような観点から鹿沼市では、市内を縦貫し隣接市町に連絡する広域幹線道路や県庁・市町役場等の防災拠点施設・主要公共施設等を連絡する道路として栃木県地域防災計画に位置付けられた第1次、第2次緊急輸送道路を地震発生時に通行を確保すべき道路として位置付けます。

(5) 計画期間及び対象建築物

ア 計画期間

平成22年3月～平成28年3月

イ 対象建築物

(ア) 住宅

(イ) 特定建築物

次に掲げるもので、法等で用途・規模等が定められた建築物

- ・多数の者が利用する建築物
- ・被災することにより甚大な被害が発生することが想定される危険物を取り扱う建築物
- ・地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物

(ウ) 市有建築物

- ・市有建築物の内、防災上重要な市有建築物を最優先の対象建築物とする

(6) 耐震計画のフォローアップ

耐震計画に掲げられた目標達成のためには実施状況を把握し、新たな課題に的確に対応することが重要です。

そこで耐震計画の実施効果を定期的に検証するとともに、必要に応じ計画を見直す等、耐震計画をフォローアップします。

(7) 耐震診断・耐震改修の基準

建築物は、建築基準法に基づき、現行の耐震関係規定に適合させることが基本です。

しかし、既存建築物の中には、当該適合性を詳細に調査することや、不適合部分を改修工事によって完全に適合させることが困難な場合があります。

そこで、このような場合は、現行の耐震関係規定に準ずる基準として国が定める、法第4条に基づく基本方針の技術指針に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行なうものとします。

2 鹿沼市における建築物の耐震化の現状

(1) 住宅の耐震化の現状

住宅(居住者のいる住宅全て)の耐震化の現状は、平成15年時点で、約75.2%と推計されます。

全戸数約3万1千戸の内、約2万3千戸が耐震性を有し、約8千戸が耐震性を有しない住宅であると推計されます。

耐震性有り住宅の現状

		平成15年度
耐震化率(推計)	75.2%	
耐震性有り戸数	23,230戸	
全住宅戸数	30,890戸	

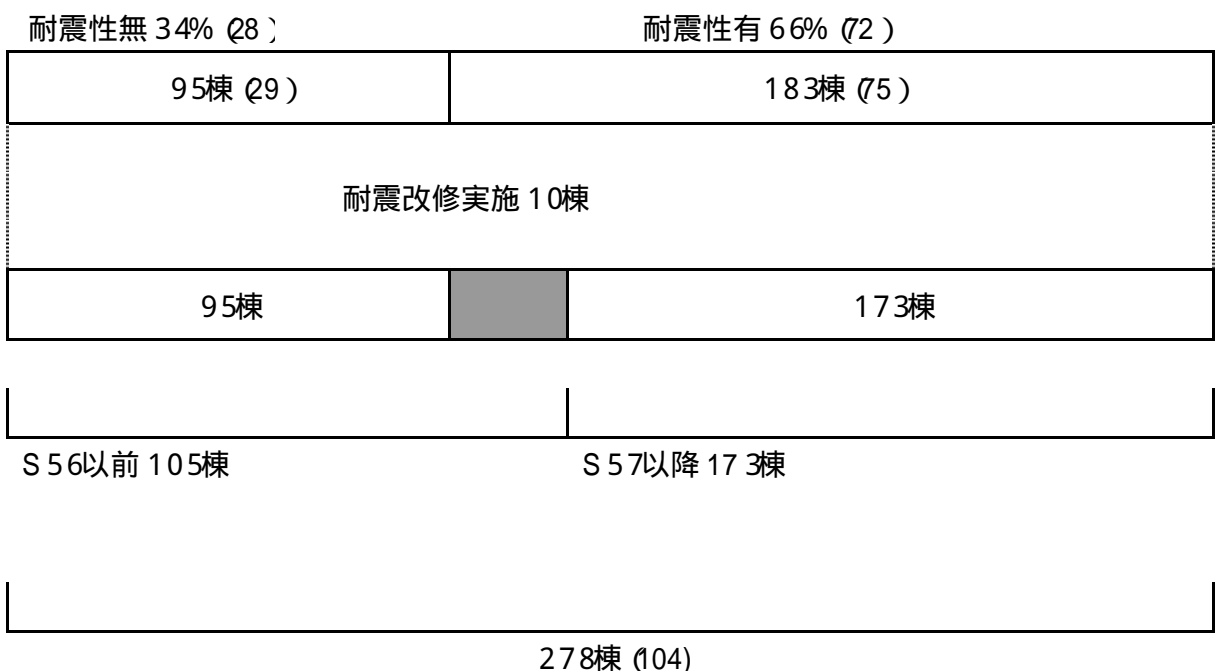
(2) 特定建築物の耐震化の現状(民有・市有)

多数利用建築物の耐震化率(平成19年度)

当該特定建築物の耐震化の現状は平成19年時点で約66%と推計されます。

耐震化率算出方法

耐震化率は、以下の様に実数で耐震化率を算出しました。()は民間の特定建築物。



(3) 危険物の貯蔵庫又は処理場【法第6条第2号】

対象種別毎の現状（対象数量以上を貯蔵・処理する建築物）（単位：棟）

（概数）	火薬類	消防法に基づく危険物
S56以前建築	1	60

(4) 地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物【法第6条第3号】

道路種別毎の現状（倒壊した場合に当該道路を閉塞させる恐れのある建築物）

（単位：棟）

（概数）	1次緊急輸送道路	2次緊急輸送道路	計
総数	8	91	99
地上階数3以上	2	32	34
S57以降建築	7	38	45
地上階数3以上	2	16	18
S56以前建築	1	53	54
地上階数3以上	0	16	16

(5) 耐震診断・耐震改修の実施の現状と分析

耐震診断・耐震改修の実績については、学校を除き、極めて少ない現状にあります。

特に、民有建築物の耐震診断・耐震改修の実施状況が低く、鹿沼市では平成17年度に、木造住宅に係る耐震診断・耐震改修補助制度を立ち上げ、積極的に耐震化を支援していますが、利用実績は低い現状にあります。

この最大の要因は、市民の、耐震化の必要性に対する意識の低さ、経費負担が伴うこと、住宅所有者の高齢化などであると考えられますが、平成16年3月から実施している、職員による簡易耐震診断の出張サポートでは、5年間で約70件の市民からの要望があったことからすると、潜在的需要は相当数あるのではないかと考えられます。

3 耐震診断・耐震改修の目標

(1) 目標値と基本的な考え方

国は、住宅・建築物の地震防災推進会議の提言を受け、東海地震や東南海・南海地震等の想定死者数を半減させることを念頭に、基本方針において、全国の目標として「住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、現状の75%を平成27年度までに少なくとも9割にすることを目標とする」と決めました。

これに沿って、栃木県建築物耐震改修促進計画でも、平成27年度までに9割を目標とすることとしています。

鹿沼市においても住宅・建築物の耐震化の現状が全国平均と同程度であること、また、大規模地震の発生の可能性はあることから、鹿沼市の目標については、国及び県に準じて、平成27年度までに耐震化率を9割とすることを基本とします。

ア 建築物種別毎の耐震化の現状と目標一覧

種別		現状	目標	
住宅		75%	90%	
特定建築物(民有・公有)【法6条第1号】		66%	90%	
	重要用途	学校	62%	100%
		病院 診療所	56%	90%
		社会福祉施設等	88%	
		賃貸共同住宅	64%	95%
市有建築物	防災上重要な建築物等	61%	90%	
		特定建築物		62%

なお、市有建築物の耐震化率は、棟数が少ないことから実数により算定しています。

また、種別は、それぞれ独立した視点からの設定項目であることから、同一の建築物を各項目で重複して対象とみなす場合があります。

イ 危険物の貯蔵庫又は処理場【法第 6 条第 2 号】

当該特定建築物については、建築物の構造・立地の状況を把握した上で、地震により倒壊した場合に周辺に与える影響が大きい建築物について耐震化を促進していきます。

ウ 地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物【法第 6 条第 3 号】

1 章の(4)において定めた道路を、平成 27 年度までに沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として位置付けます。

特に、倒壊した場合に当該道路に及ぼす影響が大きいと考えられる建築物についても、当該特定建築物の耐震化率を平成 27 年度までに 90%とすることを目標とします。

(2) 市有建築物の耐震化

ア 優先的に耐震化を図る市有建築物の選定方針

市所有の公共建築物は、災害時には拠点施設としての機能も求められることから、その耐震診断・耐震改修、改築等については、限られた財源を有効に活用しながら、着実に進めます。

そして、本市における最優先で耐震化を図る市有建築物としては、防災上の拠点としても重要である小中学校の校舎や屋内運動場の耐震化を位置付けます。

また、耐震化の優先順位を客観的に判断するため、優先的に耐震化を図る公有建築物の選定方針を定め参考としていきます。

(ア) 耐震診断

学校及び「市有建築物の耐震診断、耐震改修の優先度を判断する指標」に掲げる指標区分の内、用途に関する指標、立地場所に関する指標、施設整備の方向性に関する指標や、経過年数等を考慮し、基本的にはその優先順位の高い建築物から耐震診断を実施します。

(イ) 耐震改修

耐震診断で考慮した項目に、耐震診断を実施して得られた構造に関する指標等を加え、基本的にはその優先順位の高い建築物から耐震改修を実施します。

イ 市有建築物の耐震改修促進実施計画

選定方針に基づき選定した市有建築物等については、総合計画の毎年度ごとの実施計画と整合させながら、個別の耐震化の時期を定めつつ、耐震診断や耐震改修の実施計画を策定し、国庫補助事業等を活用しながら耐震化を推進します。

ウ 市有建築物の耐震診断・耐震改修結果の公表

耐震化の促進を図る立場として民間の範となるべきであり、また、多数の市民が利用する施設の管理者として市民への説明責任を果たすべきという観点から、イに掲げる建築物について、耐震診断の結果や耐震改修の結果を公表します。

4 建築物の耐震診断・耐震改修の促進を図るための施策等

(1) 基本的な考え方

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識し建築士等専門家の意見を聞きながら取り組むことが不可欠であり、県と市は、こうした所有者等の取組みを支援するため、国からの助言や情報提供、国庫補助事業（住宅・建築物耐震改修等事業）等を活用しながら、必要な施策を講じます。

市及び市民（建築物の所有者等）は次に掲げる、それぞれの役割を分担し、計画を着実に実施することとします。

ア 県の役割

市、国の機関及び市民と連携し、広く市民への普及啓発、市民の不安解消のために必要な行政サービス提供のための環境整備、市が実施する諸施策の支援等や、県耐震改修促進計画に基づいた、建築物等の耐震化の促進に努めます。

イ 市の役割

基礎自治体として、鹿沼市建築物耐震改修促進計画に基づき、地域の実状に配慮した建築物等の耐震化を促進するための対策を実施します。

ウ 市民（建築物の所有者）の役割

建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その維持に努めます。

特に、特定建築物の所有者は、建物利用者の人命を預かっており、また当該建築物が倒壊することによって周辺に与える影響が特に大きいことについて、自覚と責任感をもって、積極的に耐震診断・耐震改修の実施に努めます。

(2) 地方自治体としての施策

市と県は連携し、次の具体的施策を進めます。

ア 安心して相談できる環境の整備

- ・耐震診断・耐震改修の必要性を普及するため、相談窓口の設置をします。
- ・建築士や事業者に対し、建築物の簡易耐震診断の実施や情報提供等により、耐震化需要を掘り起こすための普及啓発を行ないます。

イ 普及・啓発

住宅・建築物の耐震化は地域防災活動の一環でもあり、自治会の防災活動（防災訓練、危険箇所の点検、災害時要援護者の把握、人的ネットワーク構築等）等、様々な機会を捉えて普及啓発を図ります。

- ・市民向けパンフレット等の作成・配布

市民にとって、身近で判りやすい資料を作成、配布し、建築物の耐震診断・耐震改修の必要性や、その効果について広く市民に普及啓発します。

- ・地震防災マップの作成・配布

県と連携して地震防災マップを作成し、相談窓口における説明資料として活用する等、耐震診断・耐震改修の必要性を普及啓発します。

- ・市民への普及啓発の際、視覚的、感覚的に判りやすい市販の実験教材等を活用する等、耐震改修の効果について理解していただくための工夫をします。

- ・市民向け講習会の開催、講師の派遣

耐震診断・耐震改修の重要性について、全ての市民に理解していただくため、講習会の開催やさまざまなイベントなどの機会を捉えて、丁寧に説明していきます。

- ・ホームページの活用

耐震診断・耐震改修に関する情報を、ホームページに掲載して広く市民に発信します。また、鹿沼市以外の自治体や関係団体等の活動のうち、市民にとって役立つ情報であると思われる場合は、ホームページから情報入手できる設定をする等、積極的に情報提供していきます。

- ・簡易耐震診断法の普及

一般向けに作成された簡易な耐震診断法を活用しながら、職員の訪問による木造住宅簡易耐震診断サポートを継続して実施します。

ウ 民有建築物に対する支援

（ア）各種支援制度

耐震診断・耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々ですが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっています。

そこで、こうした課題を解決するため民有建築物に対する各種支援制度について検討します。

(イ) 各種税制の周知

一定の耐震改修工事を実施すること等により各種減税措置を受けることができます。

参考：国土交通省ホームページ

a 住宅に係る耐震改修促進税制

耐震性が確保された良質な住宅ストックの形成を促進するため、住宅の耐震化率を今後 10 年間で 90%まで引き上げることを目標として、以下の特例措置があります。

<所得税>

住宅耐震改修に関する補助事業を制度化した市町の区域内において、個人が、平成 26 年 12 月 31 日までに、旧耐震基準（昭和 56 年 5 月 31 日以前の耐震基準）により建設された住宅について、一定の耐震改修工事を行なった場合、当該耐震改修工事に要した費用の 10%相当額（20 万円を上限）が所得税額から控除されます。

<固定資産税>

旧耐震基準により建設された住宅について、一定の耐震改修工事を行なった場合、当該住宅に係る固定資産税額（120 m²相当部分まで）が以下のとおり減額されます。

平成 18 年～21 年に工事を行なった場合：3 年間 1/2 に減額

平成 22 年～24 年に工事を行なった場合：2 年間 1/2 に減額

平成 25 年～27 年に工事を行なった場合：1 年間 1/2 に減額

b 事業用建築物に係る耐震改修促進税制

耐震性が確保された良質な建築物ストックの形成を促進するため、建築物の耐震化率を今後 10 年間で 9 割まで引き上げることを目標として、以下の特例措置があります。

<所得税・法人税>

事業者が、平成 27 年 3 月 31 日までに、耐震改修促進法に基づく特定建築物について、一定の耐震改修工事を行った場合、当該耐震改修工事に要した費用の 10%の特別償却ができます。

c 中古住宅に係る特例措置における築後経過年数要件の撤廃等

中古住宅の流通促進、良質な住宅ストックの形成を目的として、住宅ローン減税や不動産取得税等の築後経過年数要件が撤廃され、古くても耐震性を満たす中古住宅を取得する際には、各種税制特例が適用できます。

エ 地震時の被害を軽減するための総合的な安全対策

建築物の安全を確保するための施策を総合的に実施します。

(ア) 建物本体以外の地震対策

・住宅の寝室の耐震化

兵庫県南部地震の発生時刻は午前 5 時 46 分、多くの人々は就寝しており無防備な状態であったことも、被害を拡大した要因であると言われていています。

地震は、時と場所を選ばないことから、建築物の耐震改修に先立つ、当面の応急的な地震対策として、寝室の耐震化の支援について検討します。

・家具の転倒防止

建築物の耐震改修をしても、また、耐震性の高い住宅でも、家の中には、まだ危険が残っています。

家具、家電の転倒や落下により、被害を受ける可能性があります。

そこで、家具や家電の転倒防止について普及啓発します。

・店舗等の商品陳列棚の転倒防止

物品販売店の商品陳列棚の中には、背の高いものや、重い商品が陳列されている場合があります。

こうした商品の陳列方法は、地震による揺れに極めて弱く、数年に一回起きる程度の震度でも、商品が落下したり、棚が倒れたりする等、通路にいる人々に危害を及ぼしたり、商品が大きな損害を受けるおそれがあります。

そこで、商品陳列棚の転倒防止や商品の落下防止対策の重要性について普及啓発します。

・その他

ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井等の落下防止対策について、建築物防災週間の機会をとらえて防災査察を実施する等、改善指導等を行います。

(イ) 耐震化促進に資する施策

・耐震診断・耐震改修の成果等の公表

民間建築物のうち、公共性の高いもの、不特定多数の者が利用するもの等については、市民がその耐震性に関する情報を得る必要性が高いことから、当該用途の個々の建築物について、耐震診断・改修の結果や、耐震改修促進法第 8 条の認定の取得状況等を公表できる場を整備します。

・リフォーム時に併せた耐震改修の普及・啓発

耐震改修とリフォームを同時に行なえば、それぞれ単独で工事するより、壁や床をはがす手間や元に戻す費用を節約できる等リフォーム工事や増改築は、耐震改修を実施する好機です。

そこで、リフォーム業者と連携し、リフォームを検討している建築主に対し、こうした利点を PR することによりリフォームと併せた耐震改修を普及します。

(3) 特定行政庁（所管行政庁）としての取組み

特定行政庁（所管行政庁）は、必要に応じて、特定建築物の所有者等に対する耐震改修促進法に基づく指導等、及び建築基準法に基づく勧告等を的確に行います。

なお、実施にあたっては、栃木県建築行政連絡協議会において、対象建築物の選定、対応方法等の方針を検討し、それらを参考に、所有者等の取組みや当該建築物、地域の状況等を考慮して特定行政庁が判断し実施することとします。

また、これらの実施状況については、特定行政庁間で情報を共有し、適切な実施を図ることとします。

ア 耐震改修促進法に基づく指導等の実施

(ア) 指導・助言【法第7条第1項】

特定行政庁は、特定建築物（資料1参照）の所有者に対し、耐震診断・耐震改修について、必要な指導・助言をします。

指導・助言は、ホームページ等を活用して広く一般に周知する方法のほか、所有者に対する文書の送付や、職員が直接特定建築物に赴き所有者に説明すること等により実施します。

(イ) 指示【同条第2項】

特定行政庁は、指導・助言を行った建築物のうち、同条第2項に該当する特定建築物であって、必要な耐震診断・耐震改修が実施されていないと認めるときは、当該建築物の所有者に対して必要な指示をします。

指示は、耐震診断・耐震改修に関し、実施すべき事項を具体的に記載した指示書の交付により実施します。

(ウ) 公表【同条第3項】

特定行政庁は、指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わない場合には、当該所有者は社会的責任を果たしていないと見なし、その旨を公表します。

なお、公表にあたっては、指示に従わず耐震診断・耐震改修が行なわれないことにより、その利用者や周辺の住民に対する危険性があることを明らかに示した上で、実施します。

イ 建築基準法による勧告等の実施

特定行政庁は、耐震改修促進法に基づく公表にもかかわらず、正当な理由なく指示に従わなかった建築物について、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認めるときは、当該建築物の所有者等に対して建築基準法による勧告や命令を実施します。

なお、実施にあたっては、耐震診断・耐震改修を行わないことが、その建築物の利用者や周辺住民の生命、財産を守るうえで、いかに危険であるか十分に説明した上で実施します。

(ア) 勧告・命令【建築基準法 10 条第 1 項、2 項】

特定行政庁は、建築基準法第 10 条第 1 項に該当する建築物であって、損傷、腐食その他の劣化が進行していることが確認され、そのまま放置すれば自壊することが予想される等、著しく保安上危険となるおそれがあると認める建築物について、保安上必要な措置等をとるよう、所有者等に対して勧告や、その勧告に従うよう命令をします。

(イ) 命令【同法第 10 条第 3 項】

特定行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認める建築物について、保安上必要な措置等をとるよう、所有者等に対して命令をします。

(ウ) 既存建築物の増改築等に併せた指導

既存建築物の増改築等における建築基準法第 6 条の建築確認や同法第 7 条の完了検査に併せ、既存建築物の耐震化について建築基準法の適正執行及び積極的な行政指導を行います。

(エ) エレベーターの地震防災対策について

指導等に併せ、建築基準法第 12 条第 3 項に基づく昇降機の定期調査報告等を元に、所有者に対し既設エレベーターに対する安全性の周知、対応策の助言等を行い、エレベーターの耐震安全性確保を促進します。

5 資料編

資料 1	耐震基準の新旧について	5 - 1
資料 2	鹿沼市における建築物の耐震化の現状 補足説明資料	5 - 2
資料 3	想定される地震の規模、被害の予測 説明資料	5 - 4
資料 4	耐震診断・耐震改修の目標 補足説明資料	5 - 6
資料 5	市有建築物の耐震診断、耐震改修の優先度を判断する指標	5 - 10
資料 6	耐震改修促進法に基づく特定建築物の一覧等	5 - 11
資料 7	鹿沼市建築物耐震改修促進計画 特定建築物総括表	5 - 13

発行 / 鹿沼市都市建設部建築指導課

〒320-8601 栃木県鹿沼市今宮町 1688 - 1

TEL 0289-63-2242

FAX 0289-63-2274